

自転車交通安全講習会



令和8年度4月1日から、自転車の交通違反に反則金を科す青切符が導入



道路交通法改正により、令和8年4月から自転車の交通違反に反則金を科す『交通反則通行制度』(青切符)が新たに導入されます。

これまで、警告や指導が主流でしたが令和8年4月以降は、金錢的な罰則が適用されるようになります。

そこで今回、尼崎警察交通安全課・尼崎市市民安全課の方をお招きして、地域の高齢者の方や普段自転車を使用される方を対象に新しい自転車の交通ルール等について詳しくご説明いただきます。ぜひこの機会にご参加いただき安心・安全な走行を心がけていただきたいと思います。皆様のご参加をお待ちしております。

2月16日(月) 10:00～12:00

会場 尼崎市立地域総合センター塚口3階 集会室

定員 30名 対象 どなたでもご参加いただけます

申込 1月5日(月)よりお電話またはFAX、センター窓口にて受付

【問い合わせ】

尼崎市立地域総合センター塚口
〒661-0001 兵庫県尼崎市塚口本町2丁目28-11
TEL:06-6423-5266 FAX:06-6423-5266

つなぐつながる
うごきだす

